

五所川原市創業等支援家賃補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地等における創業者を支援するため、当該地域にある店舗又は事務所等（以下「店舗等」という。）を利用して営業を開始する事業主（事業承継により事業を引き継いだ事業主を含む。）に対し、予算の範囲内において、五所川原市創業等支援家賃補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中心市街地等」とは、市内のうち、別表第1に掲げる区域をいう。

2 この要綱において「創業」とは、事業を営んでいない者が新たに事業を開始することをいう。この場合において、単に店舗等の移転等のため新たな店舗等で営業を開始する場合、既存事業の法人化等により経営形態を変更する場合については、含まないものとする。

3 この要綱において「補助事業の完了」とは、交付決定を受けた期間において、営業を継続したことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 五所川原市に住所を有する者
 - (2) 中心市街地等にある店舗等を賃借して創業する者、又は賃借されている中心市街地等にある店舗等を引継ぎ、事業承継する者
 - (3) 別表第2に掲げる業種を主とする業種を創業又は事業承継する者
 - (4) 前年度分の市町村税を滞納していない者
 - (5) 店舗等の所有者と同一世帯に属する者若しくは配偶者、又は一親等の血族及び姻族でない者
 - (6) 創業後2年以上、営業を継続できる者
 - (7) 営業時間が一日6時間以上かつ原則週5日以上営業する者
 - (8) 補助金の交付を受けようとする者が直接、ごしょがわら圏域創業相談ルーム、五所川原商工会議所、金木商工会及び市浦商工会等において、事業計画等の内容に関し個別指導を受けている者
 - (9) 過去にこの要綱による補助（補助金の前進となった旧制度を含む。）を受けていない者
 - (10) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しない者
- 2 前項の規定にかかわらず、地域の活性化に寄与すると市長が認める事業、又は、やむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合については、補助金の交付の対象とすることができる。

(補助対象経費及び額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、その対象となる店舗等について営業を開始した月以降の1か月分の賃料（消費税を除く。以下同じ。）の2分の1、又は3万円のいずれか低い額とし、連続する24か月分を限度とする。ただし、賃料の2分の1の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の申請の際、既に営業を開始している場合は、申請前に発生した賃料については、補助対象経費に含むことができない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、創業に係る営業を開始する1か月前から開始後3か月以内までに五所川原市創業等支援家賃補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 店舗等の位置図及び写真
- (3) 店舗等の賃料が分かる書類
- (4) 申請者に係る前年度分の市町村税の滞納がないことを証する書類
- (5) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 既に店舗等の賃貸借契約を締結している者にとっては、賃貸借契約書の写しを提出することで、前項第2号、第3号の提出に代えることができる。
- 3 前2項の手続は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末までに、行わなければならない。
(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等の調査並びに関係機関等への意見聴取を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとし、その内容について五所川原市創業等支援家賃補助事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日が経過する日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の変更)

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた者が、事業内容を変更又は中止若しくは廃止する場合は、五所川原市創業等支援家賃補助事業補助金事業計画変更(中止、廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事業変更(中止、廃止)承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等の調査並びに関係機関等への意見聴取を行い、その内容を承認したときは、五所川原市創業等支援家賃補助事業変更(中止)承認通知書(様式6号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第6条の規定により交付決定を受けた者は、補助事業の完了後30日を経過する日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、当該年度における補助対象経費について、五所川原市創業等支援家賃補助事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による各年度毎の実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて現地等の調査並びに関係機関等への意見聴取を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、五所川原市創業等支援家賃補助事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

- 2 前項において、交付決定を受けた者が、他市町村へ転出した等の理由により、第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなった場合は、当該要件を満たさなくなった日の属する月分の賃料までを補助対象とする。ただし、第13条の規定により、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は、この要綱に違反したことにより補助金の交付の決定を取り消された場合を除く。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による交付確定の通知を受けた者は、各年度毎に、五所川原市創業等支援家賃補助事業補助金交付請求書(様式第9号)により請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第12条 市長は、交付決定に係る補助事業の内容が適切に実施されているかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、補助事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取り消し)

第13条 第8条の規定による事業変更(中止、廃止)を承認したとき、又は申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき、若しくはこの要綱等に違反したときは、補助

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。ただし、経営不振に伴い廃業する場合、産前産後休業及び育児休業等により営業の継続が困難な場合その他故意又は過失がないと認められる理由により補助事業を完了することができないと認められる場合は、この限りでない。

(書類の整備等)

第15条 第6条の規定により交付決定を受けた者は、補助対象事業に係る収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整備保管するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定については、この要綱の施行の日以降に新たに交付決定を受ける者から適用し、平成27年度に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定については、この要綱の施行の日以降に新たに交付決定を受ける者から適用し、平成28年度までに交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定については、この要綱の施行の日以降に新たに交付決定を受ける者から適用し、平成29年度までに交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定については、この要綱の施行の日以降に新たに交付決定を受ける者から適用し、この要綱の施行の日以前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定については、この要綱の施行の日以降に新たに交付決定を受ける者から適用し、この要綱の施行の日以前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に令和5年度補助金の交付決定を受けている者に係る改正前の第3条に規定する補助対象者の要件については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に令和5年度補助金の交付決定を受けている者については、改正前の第9条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第2条関係)

地区	町又は字
五所川原	大町、寺町、本町、布屋町、旭町、東町、弥生町、錦町、幾島町、柏原町、上平井町、岩木町、川端町
金木	金木町朝日山
市浦	相内

別表第2 (第3条関係)

業種	備考
小売業	
生活関連サービス業	
宿泊業	旅館業法(昭和23年法律第138条)に定める、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に該当するものに限る。
飲食業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業、同条第11項の特定遊興飲食店営業及び同条第13項第4号に定められる酒類提供飲食店営業に該当する業種を除く。

備考

- 1 業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定めるところによる。
- 2 飲食業のうち、営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営む居酒屋等は、酒類提供飲食店営業に含まれないことから、補助対象となる。